

平成 29 年 2 月 22 日

総務省行政管理局行政手続室

御報告

【情報提供】

件名	「行政不服審査裁決・答申検索データベース」における群馬県による個人情報の誤掲載について
概要	<p>「行政不服審査裁決・答申検索データベース」における群馬県による個人情報の誤掲載（同県により削除済）について、群馬県において 2 月 22 日付けで別添 1 のとおり発表されましたので、お知らせします。</p> <p>本件を受け、総務省としては、全自治体を含む関係機関に対し、同日（22 日）付で個人情報の取扱いについて、十分留意するよう、改めて求める旨の通知別添 2 を発出しましたので、ご報告します。</p>
問合せ先	総務省行政管理局行政手続室 （担当）高田、石川、瀧本 TEL 03-5253-5349 FAX 03-5253-5350

個人情報の漏洩について

1 発覚日時 平成29年2月20日（月）午後2時30分頃

2 経緯

平成29年2月17日（金）午前11時頃、総務省が運営する行政不服審査裁決・答申検索データベースに審査請求に対する答申情報※を公開した。

平成29年2月20日（月）午後2時30分頃、このデータベースを見ていた他自治体職員から、群馬県が公開した答申情報のほかに「審理員意見書」のメモが付け加えられており、そこに個人情報が掲載されている旨の連絡があった。

※行政処分に対して審査請求が行われた案件については、行政不服審査法の規定により第三者委員会である行政不服審査会の答申を経ることとされている。この答申は公表するものとされており、群馬県は総務省が運営する行政不服審査裁決・答申検索データベースを利用して答申情報を公表している。

○漏洩した個人情報

審査請求人の氏名（住所・居所、年齢その他の個人情報は掲載されていない。）

※このほか事案概要や審理関係人の主張の要旨等の記載あり

○漏洩していた期間

平成29年2月17日（金）午前11時頃から同月20日（月）午後2時30分頃まで

○漏洩の原因

公開するデータへの個人情報の掲載の有無を確認せず、職員一人でデータベースへの公開作業を行ったため。

3 事故への対応状況

- ・ 個人情報は、連絡があった後、直ちに削除した。
- ・ 漏洩させてしまった相手方に対しては、本日、謝罪と状況の説明を行った。

4 再発防止策の内容

- ・ 再発防止のため、個人情報の管理に万全を期すとともに、今後は、データベースへの公開作業は職員二人で行うなど、複数チェック体制を構築する。

事 務 連 絡
平成 2 9 年 2 月 2 2 日

各府省行政不服審査法等担当者 殿
各都道府県行政不服審査法等担当者 殿
各指定都市行政不服審査法等担当者 殿
各市区町村行政不服審査法等担当者 殿
各一部事務組合・広域連合行政不服審査法等担当者 殿

総務省行政管理局行政手続室

裁決等及び答申の公表と個人情報への取扱いの留意点について

本日、別添のとおり、総務省行政管理局が構築して提供している「行政不服審査裁決・答申検索データベース」において、行政庁が誤って不服申立人の氏名を伏せずに答申の内容等を登録し、公表するという事案が判明しました。

裁決書、答申書等には、不服申立人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれる旨は、既に総務省行政管理局において作成・配布している「逐条解説行政不服審査法」において周知しているところですが、「裁決・答申データベース」において裁決等・答申の内容等を登録するに当たっては、改めて不服申立人の氏名等の取扱いに十分御留意いただきますようお願いいたします。

また、裁決等・答申の内容等を「行政不服審査裁決・答申検索データベース」以外で公表する場合についても同様ですので、十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、追って、総務省行政管理局から配布している「行政不服審査裁決・答申データベースデータ登録システム操作マニュアル」を改訂して配布させていただきます。

〈本件担当〉

総務省行政管理局行政手続室

高田、石川、瀧本

TEL: 03-5253-5349

E-mail:gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp